

業務方法書の取扱いの一部改正

1. 業務方法書の取扱い(平成16年5月6日通知)

新			旧		
<p>別表 受入予定証券残高及び担保指定証券残高に係る評価額等に関する表(第9条及び第12条第2項関係)</p> <p>1.・2. (略)</p> <p>3. 業務方法書第58条第3項に規定する当社が定める時価及び率のうち、第12条第1項の規定に基づく国債証券については、以下のとおりとする。</p>			<p>別表 受入予定証券残高及び担保指定証券残高に係る評価額等に関する表(第9条及び第12条第2項関係)</p> <p>1.・2. (略)</p> <p>3. 業務方法書第58条第3項に規定する当社が定める時価及び率のうち、第12条第1項の規定に基づく国債証券については、以下のとおりとする。</p>		
有価証券の種類	時価	時価に乗すべき率	有価証券の種類	時価	時価に乗すべき率
国債証券	日本証券業協会が売買参考統計値を公表するもののうち平均値	<p>(1) 国債証券(変動利付国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。)</p> <p>a 残存期間1年以内のもの <u>100分の99</u></p> <p>b 残存期間1年超5年以内のもの <u>100分の99</u></p> <p>c 残存期間5年超10年以内のもの <u>100分の97</u></p> <p>d 残存期間10年超20年以内のもの <u>100分の97</u></p> <p>e 残存期間20年超30年以内のもの <u>100分の96</u></p> <p>f 残存期間30年超のもの <u>100分の95</u></p> <p>(2) 変動利付国債</p> <p>a 残存期間1年以内のもの <u>100分の98</u></p> <p>b 残存期間1年超5年以内のもの <u>100分の98</u></p> <p>c 残存期間5年超10年以内のもの <u>100分の98</u></p>	国債証券	日本証券業協会が売買参考統計値を公表するもののうち平均値	<p>(1) 国債証券(変動利付国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。)</p> <p>a 残存期間1年以内のもの <u>100分の99</u></p> <p>b 残存期間1年超5年以内のもの <u>100分の98</u></p> <p>c 残存期間5年超10年以内のもの <u>100分の97</u></p> <p>d 残存期間10年超20年以内のもの <u>100分の95</u></p> <p>e 残存期間20年超30年以内のもの <u>100分の93</u></p> <p>f 残存期間30年超のもの <u>100分の92</u></p> <p>(2) 変動利付国債</p> <p>a 残存期間1年以内のもの <u>100分の99</u></p> <p>b 残存期間1年超5年以内のもの <u>100分の98</u></p> <p>c 残存期間5年超10年以内のもの <u>100分の98</u></p>

		<p>の 9 6</p> <p>d 残存期間 1 0 年超 2 0 年以内のもの 1 0 0 分の 9 6</p> <p>(3) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債</p> <p>a 残存期間 1 年以内のもの 1 0 0 分の 9 8</p> <p>b 残存期間 1 年超 5 年以内のもの <u>1 0 0 分の 9 8</u></p> <p>c 残存期間 5 年超 1 0 年以内のもの 1 0 0 分の 9 6</p> <p>d 残存期間 1 0 年超 2 0 年以内のもの <u>1 0 0 分の 9 6</u></p> <p>e 残存期間 2 0 年超 3 0 年以内のもの <u>1 0 0 分の 9 4</u></p> <p>f 残存期間 3 0 年超のもの <u>1 0 0 分の 9 3</u></p>			<p>の 9 6</p> <p>d 残存期間 1 0 年超 2 0 年以内のもの 1 0 0 分の 9 6</p> <p>(3) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債</p> <p>a 残存期間 1 年以内のもの 1 0 0 分の 9 8</p> <p>b 残存期間 1 年超 5 年以内のもの <u>1 0 0 分の 9 7</u></p> <p>c 残存期間 5 年超 1 0 年以内のもの 1 0 0 分の 9 6</p> <p>d 残存期間 1 0 年超 2 0 年以内のもの <u>1 0 0 分の 9 4</u></p> <p>e 残存期間 2 0 年超 3 0 年以内のもの <u>1 0 0 分の 9 1</u></p> <p>f 残存期間 3 0 年超のもの <u>1 0 0 分の 8 8</u></p>
<p>(注) (略)</p> <p>4 . ~ 1 1 . (略)</p>			<p>(注) (略)</p> <p>4 . ~ 1 1 . (略)</p>		

2 . 附則

この改正規定は、平成 2 3 年 1 月 3 1 日から施行する。